

# 第104回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

## (書面開催)

日時：令和5年2月22日（水）

### 1 議 事

- (1) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく  
警戒レベルの判断について
- (2) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく  
2月25日（土）以降の要請の変更について
- (3) 各部局からの報告事項について

### (配付資料)

#### 資料1

- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒レベルの判断について

#### 資料2

- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく2月25日（土）以降の要請について（案）

#### 資料3

- 各部局からの報告事項について

## 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく 警戒レベルの判断について

「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」における判断基準の①客観的な数値及び②総合的な状況は、別添のとおり、感染者数、病床使用率ともに減少傾向が続いており、医療提供体制の状況は改善しているが、救急搬送困難事案が減少しているものの、いまだ多数発生していることに加え、関東では全て警戒レベル2を維持している状況であることから、総合的に判断し、県内35市町村で警戒レベル「2」を継続する。

# <警戒レベル移行の判断基準 ①客観的な数値>

項目		内容※	現在値 (2/22)	過去最大値
医療提供体制の状況	(1)病床使用率 (705床中)	レベル1 0～30%未満 レベル2 30～50% レベル3 50%超 レベル4 80%超 ※重症病室使用率はレベル3以上で適用	17.3%	78.4%
	(2)重症病床使用率 (37床中)		8.1%	40.8%
	(参考)中等症者数、重症者数	【レベル引下げ時】 減少傾向にあること	中等症Ⅱ 22人 重症 3人	中等症Ⅱ 171人 重症 31人
(参考)感染の状況	(1)新規感染者数(1週間移動平均)	増加・減少傾向を考慮	243.3人	2795.7人
	(2)今週先週比	1.0以上が10日間継続	0.65・0日間継続	59日間

※ 各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。

# 判断基準 客観的な数値の推移

## 病床の使用率

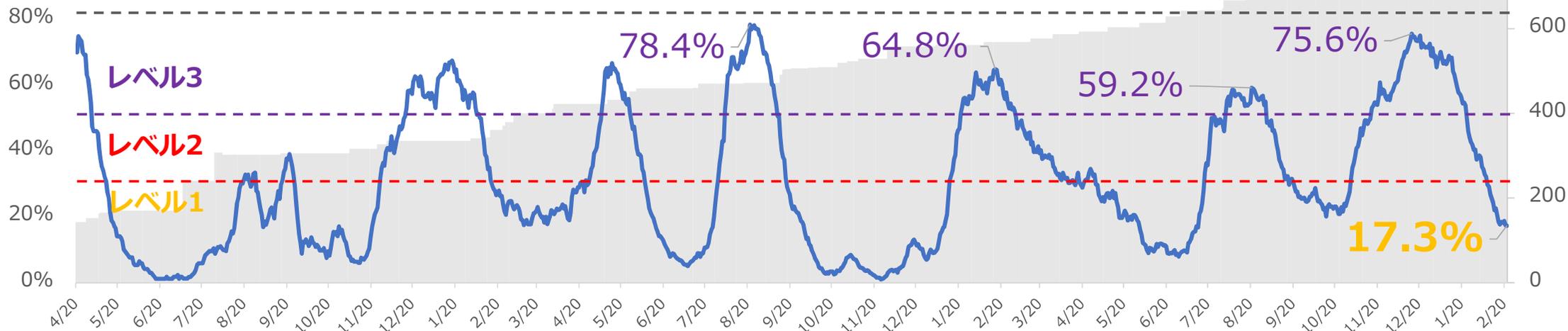
■ 病床数 — 病床使用率 705 床

レベル4

レベル3

レベル2

レベル1



## 新規感染者数

[人]



## 警戒レベル移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R5.2.22

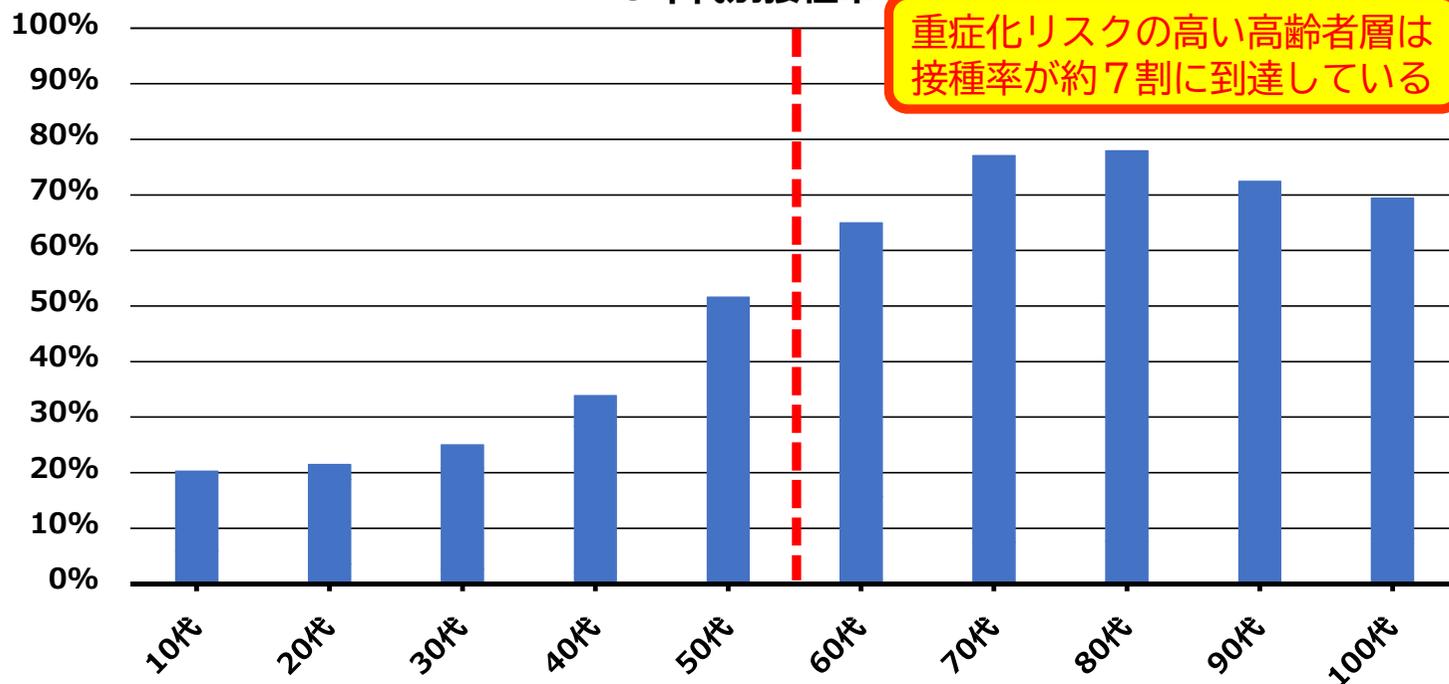
	項目	内容	評価	状況
医療提供体制	ワクチン接種の状況	ワクチンの接種実績を年齢階層別にモニターする。	○	別紙参照
	一般医療への影響	治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。	○	【一般医療への影響(2/20現在)】 ・入院等の延期や救急患者の受入れの一部制限等を行っている病院があるものの、 <b>患者への治療上の大きな影響が出ていると回答した医療機関はない。</b> (感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果)
	救急搬送困難事案	救急搬送困難事案の増減を週単位でモニターする。	△	【救急搬送困難事案の状況(2/20現在)】 前週の救急搬送困難事案は、前々週と比較してやや減少したが、高い水準で推移している。
	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。	○	【退院者の平均在院期間】 8月： <b>8.9日</b> 9月： <b>9.3日</b> 10月： <b>9.5日</b> 11月： <b>9.5日</b> 12月： <b>9.6日</b> 1月： <b>9.7日</b>
	外来医療の状況	診療検査外来の逼迫状況を確認する。	○	インフルエンザの予防接種が終了し、コロナの予防接種もかなり少なくなり、検査が出来る状況になっていることから、警戒レベルを下げてよい状況になってきていると思われる。 現在の問題は2点あり、1点目は病院や施設のクラスターが多いこと。社会全体の気の緩みで、持ち込みが防げないことが大きな原因になっている。C-MATも意識の低下のために依頼が減っていると思う。2点目はコロナの検査が陰性の発熱患者への対応が難しいこと。外来診療における最大の問題で、紹介できる医療機関が少なく、今後も大きな問題となるとと思われる。 会話時のマスクと三密を避けること(・手指衛生)を守れば、他の感染対策は不要。
(参考)感染状況	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。(東京都の実効再生産数が1未満程度であること)	○	【実効再生産数】 ・参考：東洋経済オンラインによる推定値(2/21時点) 東京都0.91
	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。	△	【直近のクラスター発生状況】(2/22AM時点) <b>10月：48件 11月：152件 12月：249件 1月：181件 2月：43件</b> 10月 福祉施設40件、医療機関8件 11月 福祉施設117件、医療機関35件 12月 福祉施設198件、医療機関51件 1月 福祉施設140件、医療機関41件 2月 福祉施設28件、医療機関15件

# 新型コロナウイルスワクチンの接種について ワクチン接種推進課 (R5.2.22)

## ＜オミクロン株対応型ワクチン＞

	全人口			高齢者人口（60歳以上）		
	接種累計	人口比	2回目接種完了者数比	接種累計	人口比	2回目接種完了者数比
3~5回目合計	866,652	<b>44.59%</b>	55.50%	509,411	<b>72.69%</b>	77.57%

◎年代別接種率



重症化リスクの高い高齢者層は接種率が約7割に到達している

**2月20日集計時点**

## ＜小児用(従来株)ワクチン＞

	接種累計	接種率	
		小児人口 (5~11歳)	2回目接種完了者数
1回目	21,997	20.08%	—
2回目	20,806	18.99%	—
3回目	9,443	8.62%	45.39%

※小児用ファイザー接種後12歳になった者は除く

## ＜乳幼児用(従来株)ワクチン＞

	接種累計	接種率
		乳幼児人口 (6ヶ月~4歳)
1回目	2,220	3.47%
2回目	1,866	2.92%
3回目	334	0.52%

※乳幼児用ファイザー接種後5歳になった者は除く

**「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく  
2月25日（土）以降の要請について**

「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく2月25日（土）からの要請は、2月11日（土）からの要請を継続することとし、要請の期間は3月10日（金）までとする。

※要請本文の添付は省略

# 警戒レベル2の要請：2/25～3/10（案）

R5.2.22 危機管理課

市町村	警戒レベル	県民	事業者	その他
全市町村	警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染防止対策の徹底</li> <li>・ ワクチン接種の積極的な検討</li> <li>・ 「新しい生活様式」等の実践               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に場面に応じたマスクの着脱、換気の実施</li> </ul> </li> <li>・ 感染リスクの高い場所への外出は十分注意</li> <li>・ 県外移動は十分注意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な感染防止対策の徹底</li> <li>・ 業界ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の遵守及び明示</li> <li>・ ストップコロナ！対策認定店制度への登録推奨</li> <li>・ テレワーク、時差出勤等を強く推奨</li> <li>・ 高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意、従事者への適切な感染防止対策の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大人数・長時間での会食や飲み会は感染リスクが高まることから慎重に判断</li> </ul>

※ イベントについては、「大声あり」・「大声なし」に関わらず収容率100%での開催が可能  
 ただし、参加人数5,000人超かつ収容率50%超のイベントに該当するか否かで必要な対策が異なる（詳しくは県HPに掲載）

## 各部局からの報告事項について

各部局からの報告事項は別添のとおりである。

### 別添資料

- ・ 検査受検の要請及び感染拡大傾向時の一般検査事業の期間延長について

## 検査受検の要請及び感染拡大傾向時の一般検査事業の期間延長について

R5. 2. 22 健康福祉部

県内における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請及び一般検査事業の期間延長を行う。

### 要請及び一般検査事業の期間（延長）

現行	令和4年7月25日（月）から 令和5年2月28日（火）まで
延長後	令和4年7月25日（月）から <u>令和5年3月10日（金）</u> まで

### 【参考】

#### 1 検査受検の要請

- (1) 要請内容  
感染の不安を感じる無症状者は検査を受けること
- (2) 対象者  
次の要件の両方を満たす無症状者
  - ①群馬県内に在住する者
  - ②感染に不安を感じる者
- (3) 区域  
県内全域

#### 2 無料検査（一般検査）の実施

- (1) 概要  
知事が1の要請をした場合、これに応じて県民が受検する検査を無料化するもの。
- (2) 対象者、区域  
1(2)～(3)のとおり
- (3) 受検場所  
当事業の実施事業者として登録している、薬局、衛生検査所等  
(R5. 2. 20 現在 230 店舗)
- (4) 受検方法  
下記HPより実施事業者を確認し、実施日及び時間等を確認した上で受検  
※「群馬県新型コロナ検査促進事業の実施について」に掲載の「検査実施店舗一覧」のとおり
- (5) その他の無料検査  
「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」  
飲食、イベント、旅行等の活動に際して、ワクチン接種証明や陰性の検査結果を確認する民間事業者等の取組のために必要がある方のうち、「無症状」で、原則としてワクチン接種を3回済ませていない者。検査は、原則として、抗原定性検査。  
<令和4年8月31日（水）で終了>  
<その後、国の方針により年末年始の期間限定で再開していたが、これも、令和5年1月12日（木）で終了>